

堺市インターンシップ等実習実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、堺市（以下「本市」という。）が実施するインターンシップ等実習（以下「実習」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市が実施する実習は、学生に対して本市における就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の醸成や向上及び市政への理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 実習の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専門学校、高等学校（以下これらを「教育機関」という。）に在籍する学生で、教育機関から協議依頼があった学生とする。

(実習生の受入手続等)

第4条 本市における実習への参加を希望する学生は、必要書類を作成し、在籍する教育機関のインターンシップ窓口に提出するものとする。

- 2 学生から参加希望を受付けた教育機関は、書類の内容を確認し、希望者全員分をとりまとめの上、募集期間内に本市が指定する方法により必要書類を提出するものとする。
- 3 本市は、前項の規定による申込みを受付けた場合は、選考により参加の可否を決定するものとする。
- 4 前項の選考は、学生の志望動機等が実習の実施目的や内容に合致していること及び本市の業務執行に支障がないことに留意して行うものとする。
- 5 本市は、本市が受け入れる学生（以下「実習生」という。）のうち、別に定める実習の参加条件を遵守することを書面により確認できなかったものについて、受入れを取り消すものとする。
- 6 本市は、第4項の選考の結果を速やかに当該学生が在籍する教育機関に通知するものとする。

(内容)

第5条 実習生、実習期間及び実習受入部署については、本市内部で協議の上、その都度定めるものとする。

- 2 実習内容は、本市の業務に関するものとする。

(実習時間等)

第6条 実習時間及び休憩時間は、原則として、受入れを行う所属の職員に適用されている勤務時間及び休憩時間の例によるものとする。ただし、受入所属長が必要と認める場合は、当該職員の例によらず、実習時間及び休憩時間を変更することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により休憩時間を変更する場合は、実習時間の途中において労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条第1項に規定する休憩時間を下回らない範囲内で変更するものとする。

(実習生の服務及び遵守事項)

第7条 実習生は、実習期間中は職場秩序を守り、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習期間中、本市職員が遵守すべき法令、条例その他の規程を遵守し、本市の職務の信用を傷つけるような行為、不名誉となる行為及び本市の事業を阻止するような言動を行ってはならない。

3 実習生は、堺市情報セキュリティ基本規程、堺市情報セキュリティ対策基準要綱、堺市行政情報ネットワークシステムに関する情報セキュリティ実施手順及び利用する各業務システムの実施手順を遵守しなければならない。

4 実習生は、実習により知り得た機密や重要事項の守秘義務を遵守し、第三者に漏洩してはならない。実習終了後においても同様とする。

5 実習生は、実習の成果として論文等を外部に公表する場合は、事前に受入所属長及び総務局人事部人事課参事（人材開発担当）の承認を得なければならない。

6 実習生は、前2項に該当する事柄について、外部掲示板等（民間企業が提供するSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含む。）に情報の書き込み等をしてはならない。

7 実習生は、受入所属長及び実習生の指導や監督等を担当する受入所属の職員（以下「受入担当者」という。）等の指導、監督、助言等に従わなければならない。

8 実習生は、無断で欠席、遅刻及び早退をしてはならず、病気等で予定されていた実習を受けることができない場合は、事前に受入担当者等にその旨を連絡しなければならない。ただし、事前の連絡ができない相当の事由がある場合は、当該事前の連絡に代えて、当該事由が消滅した後に速やかに受入担当者等にその旨を報告しなければならない。

(提出書類)

第8条 実習生及び教育機関は、本市の指示するところにより、本市に提出しなければならない。

2 実習生は、本市に対して実習に係る傷害保険の加入を証明する書類の写し及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写しを、教育機関を通じて別に定める期日までに提出しなければならない。

- 3 実習生は、本市からインターンシップの感想や提言等について求めがあったときは、本市が定める様式にて、実習期間終了後速やかに教育機関を通じて提出しなければならない。

(実習の中止)

第9条 本市は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が、本要領の規定に反する行為又はその他の非違行為を行ったとき。
 - (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
 - (4) 天災地変その他予想することができない事由により、実習を中止すべきと考えられるとき。
- 2 本市は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を在籍する教育機関に通知するものとする。

(実習生に対する処分)

第10条 実習生が秘密事項を漏らす行為その他の非違行為を行った場合は、本市は速やかに教育機関に報告するものとする。

- 2 教育機関は、前項の報告を受けたときは、事実確認を経て、実習生に対して当該教育機関の学則等に基づき処分又は措置を行うものとする。

(実習における事故責任等)

第11条 実習生は、実習中の事故に備え、事前に傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 教育機関は、実習生に対して傷害保険及び賠償責任保険の加入について指導しなければならない。
- 3 実習生が故意又は過失をもって、本市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して実習生は責任を負わなければならない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等により、本市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は当該賠償により本市が被った損害の補填をしなければならない。

(災害補償等)

第12条 実習生の本市における実習期間中及び実習先と自宅との往復行為の途上における災害、事故等によって生じた災害補償等について、本市はその責任を負わない。

(教育機関の責務)

第13条 教育機関は、実習生に対し、本市の受入所属長及び受入担当者等の指揮、監督、

助言等に従うよう指導するものとする。また、実習中及び実習終了後、実習生が実習中に知ることのできた情報を外部（所属校を含む。）に漏らさぬよう指導・監督するものとする。

- 2 教育機関は、実習生に関する身分、その他重要な事項について変更があった場合、速やかに本市に通知するものとする。

（実習の証明）

第 14 条 本市は、実習生から実習内容等について証明を求められたときは、これを行うものとする。

（その他）

第 15 条 本要領に定めるもののほか、本市における実習の実施に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。